

平成22年度の税率について

本町国民健康保険では、今後の医療費の動向や医療制度改革・厳しい経済情勢などの影響を考慮し、本年度は税率が据え置かれました。

対象

①医療保険分（医療分）
0～74歳が対象

区分	内容	医療分	支援分	介護分
所得割	加入者の所得に応じて計算	3.01%	1.45%	1.22%
資産割	加入者の資産（土地・家屋）に応じて計算	20.10%	10.50%	10.31%
均等割	加入者数に応じて計算	14,100円	5,100円	8,220円
平等割	1世帯均一に	15,900円	6,780円	6,720円
賦課限度額		47万円	12万円	10万円

②後期高齢者支援金等分（支援分）
0～74歳が対象

③介護保険分（介護分）
40～64歳が対象

軽減制度

前年中の世帯の合計所得額が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減（減額）します。

減免制度

やむを得ない事情で、保険税の納付が困難な場合は、申請することで税額の減免・免除が受けられる場合があります。

- ①生活のため、公私の扶助を受ける者
- ②災害その他の理由で生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められた者
- ③非自発的失業者（倒産・解雇など事業主の都合で離職した人）

※減免については、窓口での申請が必要となります。手続き方法は、税務課・生活健康課までお問い合わせください。

厳しい経済情勢などの影響を考慮し
国民健康保険税率を据え置き

税務課 ☎(56)22233 生活健康課 ☎(56)22222 住民生活室 ☎(58)7070

タイヤロックで差し押さえ



税務課徴収室では、納税の公平性を保つため、新たな取り組みである「タイヤロック（車輪止め）」を導入した差し押さえを実施することとしました。

納税催告に応じない、納税する意志がないなど、悪質と見られる人が対象となります。

法の定めに従って、普通自動車や軽自動車、オートバイなど

にタイヤロックをほどこし、差し押さえます。これにより、一層の税収確保に努めます。

差し押さえた物件は、保管を命令した上で、使用させないための措置としてタイヤロックおよび差押公示書を物件に装着し、自主的な納付を促します。

タイヤロックや財産差押公示書を壊したり外したりして乗り続けた場合などは、地方税法第168条、同法332条および同法374条（滞納処分に関する罪）刑法第96条（封印等破壊）、刑法第252条（横領）などの法律により処罰されます。

税の納付には
便利・安心・確実な口座振替を
取扱金融機関
○島田信用金庫
○大井川農協
○静岡銀行
○ゆうちょ銀行
※口座振替開始日は、申し込みされた翌月分からの開始日となります。ご注意ください。

納税の公平性を確保するために
自動車などの差し押さえを実施

税務課 ☎(56)22233

本町体育協会からお知らせ

目指そう一人スポーツ！ 町民大会を開催しています

本町体育協会では本年度の町民大会として、10競技、推進事業（生涯スポーツ）1競技を計画しています。

皆さんの健康増進と明るいまちづくりを目指し、各団体が協力して各競技を実施します。参加を希望する場合は、各支部（区）の支部長までご連絡ください。



皆さんの、健康と親睦を図る町民大会。多数のご参加をお待ちしています。競技種目・日程は右表のとおり。

大会名	実施日	申込締切
野球大会	7月18日 日 月 日	6月30日 水
バレーボール大会	8月22日 日 月 日	7月27日 火
グラウンドゴルフ大会	9月4日 日 月 日	8月20日 金
ソフトボール大会	9月5日 日 月 日	8月2日 月
射撃大会	9月25日 日 月 日	9月16日 金
ゲートボール大会	9月25日 日 月 日	9月10日 金
弓道大会	10月3日 日 月 日	9月22日 水
卓球大会	10月31日 日 月 日	10月1日 金
バドミントン大会	11月14日 日 月 日	10月29日 金
サッカー大会	11月21、28日 日 月 日	10月19日 火
推進事業	4月～3月の金曜日	体育協会事務局まで

8月から、新たに父子家庭が支給対象に
児童扶養手当の申請について

生活の安定と自立の促進に

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもがいる家庭（一人親家庭）の、生活の安定と自立の促進に役立てるための手当です。

表1 ●所得制限限度額および支給額

申請者の所得額	支給額（月額）子ども1人の場合	
57万円未満	全部支給	41,720円
57万円以上 230万円未満	一部支給	所得に応じて 41,710円～9,850円まで
230万円以上	全部停止	—

※申請者が、扶養親族などを「1人」として所得申告している場合の所得制限限度額です。扶養（子ども）人数により、限度額は変わります。
※同居者（扶養義務者）に関しては、別に所得制限限度額が定められています。

め、また、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

平成22年度分（平成22年8月分から平成23年7月分）の手当については、平成21年分の所得によって受給資格を認定します。所得制限限度額は、扶養親族の人数などによって異なります。（表1）

既に支給要件に該当している人

既に父子家庭として支給要件に該当している人は、平成22年11月30日までに申請すると「8月分」から支給します。

申請に当たつての必要書類、支給要件の詳細などについては、福祉課福祉室または総合支所福祉介護室までお問い合わせください。

現況届の案内を送付

現在、児童扶養手当を受給している人および認定されている人には、8月上旬に現況届の案内を送付します。案内が届いたあとに、手続きしてください。

福祉課 ☎(56)2224